

平成31年度 若年者の在宅ターミナルケア支援事業

西脇市では、20歳から40歳未満のがん患者の方が住み慣れた生活の場で安心して自分らしい生活が過ごせるよう、在宅サービス利用料の一部を助成し、患者さんとその家族の負担を軽減します。

◆対象者(以下すべてに該当する方)

- 20歳以上40歳未満の西脇市に住民票のある方
 - 医師が医学的所見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方
- ※所得制限はありません。



◆サービス内容

- 訪問介護サービス
ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います。
・身体介護(食事・清拭・入浴(訪問入浴)・排せつ・体位変換・移動・服薬等の介助)
・生活援助(調理・洗濯・掃除・買い物・衣服の整理・ベッドメイキング等の介助)
・通院、外出介助
- 福祉用具貸与
・車いす(付属品を含む)、ベッド一式、エアマット、体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、杖、移動用リフト、自動排泄処理装置



◆サービス利用料と利用者負担、利用回数

- 1か月当たりのサービス利用上限額は6万円
- サービス利用料の9割相当額を助成します。
(生活保護受給者は利用料上限額全額を助成します。)
- 訪問介護サービスの利用料の助成は週3回まで



◆助成対象期間

- 2019年4月1日から2020年3月31日までの間にサービスを利用したもの

〈申請窓口・お問合せ先〉

〒677-8511

西脇市役所暮らし安心部健康課
西脇市郷瀬町605番地(健康づくりセンター)
TEL 0795-22-3111(代表)
FAX 0795-23-5219



◆申請の流れ

1.利用申請

西脇市若年者の在宅ターミナルケア支援事業利用申請書と主治医意見書を健康づくりセンターへ提出してください。

※主治医意見書の作成料は、利用者負担になります。



2.利用決定の通知

申請内容を審査し、決定通知書を送付します。

3.訪問介護サービス、福祉用具貸与の利用

介護サービス事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。

4.サービス利用料の請求方法

次の2とおりの方法があります。

(1) 利用料を事業者に全額支払い、助成額(9割相当額)を市に請求する方法

- ① 西脇市若年者の在宅ターミナルケア支援事業助成金交付請求書
- ② 領収書
- ③ 実施報告書

※①～③の書類を健康づくりセンターに提出してください。

(2) 利用料の1割を事業者に支払い、助成額(9割相当額)を市が介護サービス事業者に支払う方法

介護サービス事業者に委任状を提出してください。

※委任状の様式は健康づくりセンターにあります。

5.審査、申請者への支払い

申請内容を審査し、指定の口座に利用料を振り込みます。

◆がんに関する相談窓口(相談は無料)

療養中には、病気の状態や体調に応じて、生活するうえで様々な困りごとが出てきます。通院又は入院されている病院や診療所で迷わず相談してみましよう。

また、がん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者さんやご家族からのがんの治療や療養生活全般の質問や相談に応じています。相談の内容に応じて、専門医やがんに詳しい看護師(専門看護師、認定看護師)、薬剤師、栄養士などの専門家が対応できる連携体制を整えているところもあります。他の病院で診療を受けている方でも利用できます。



『がん相談支援センターが設置されているがん診療連携拠点病院一覧』(一部抜粋)

医療機関名	TEL	医療機関名	TEL
西脇市立西脇病院	0795-22-8270(直通)	兵庫県立柏原病院	0795-72-4270(直通)
兵庫県立がんセンター	078-929-1151(代表)	西神戸医療センター	078-997-2200(代表)
神戸市立医療センター中央市民病院	078-302-4461(直通)	神戸大学医学部附属病院	078-382-5830(直通)